

(公 印 省 略)
学字第30052-26号
令和2年5月15日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 上原 美奈子

新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

既に御承知のとおり、5月14日付けで本県に対する緊急事態措置の区域指定が解除されましたが、本県では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、県民・事業者の皆様のお外出自粛、休業要請を段階的に緩和していくため、県独自の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」（別添）を策定し、5月16日から行動基準を「警戒度3」に引き下げることとしています。

今回の警戒度引き下げにより、保育所等の対応が変わることはありませんが、各市町村におかれましては、引き続き下記のとおり御対応いただくようお願いいたします。

また、今後、「警戒度2」への移行による、園児や受入児童の増加を想定し、既発出の厚生労働省『保育所における感染防止対策ガイドライン（2018年改訂版）』等の再確認と、それらに基づく徹底した感染防止対策への準備をお願いいたします。

記

1. 保育所・認定こども園（幼稚園型を除く）・放課後児童クラブについて

保護者が仕事を休んで家にいることが可能な場合は、登園を控えていただくよう要請するとともに、家に一人であることができない年齢の子どもをお持ちの医療従事者や、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方などのために、引き続き、適切な感染拡大防止対策を講じた上で事業を継続する。

2. 私立幼稚園について

原則として施設の使用停止を要請することとなっているが、真に保育等を必要とする方がいる場合は、感染拡大防止対策を講じた上で、2号認定・3号認定児の保育及び預かり保育等を実施する旨、別途写しのとおり依頼済みである。

なお、一部医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が指摘されていますが、利用者に対する偏見や差別が生じないよう御配慮をお願いいたします。

担当：子育て支援係・保育係 電話：子育て支援係 027-226-2622 保育係 027-226-2626

(公印省略)

学字第916-116号

令和2年5月15日

各私立幼稚園設置者様
(幼保連携型認定こども園を除く)

群馬県生活こども部長 平井 敦子
(私学・子育て支援課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」解除後の
臨時休業継続への協力要請について (通知)

各私立幼稚園におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

既に御承知のことと存じますが、本県に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」につきましては、5月14日付けで解除されました。

しかしながら、東京都等近隣における感染収束の状況、集団感染のリスク等に鑑み、現在お願いしております臨時休業の要請につきましては、下記のとおり継続していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

なお、今後の休業要請の緩和につきましては、県独自の行動基準として感染状況、医療提供体制の状況等による「警戒度」を設定し、警戒度に応じ段階的にお願いする予定ですので、学校設置者の皆様におかれましては、休業要請の緩和に備え、分散登園その他の感染防止対策を踏まえた学校活動の再開に向けた御検討を開始くださるようお願い申し上げます。

記

1 期間 令和2年4月18日(土)～5月31日(日)

2 要請内容
原則として施設の使用停止及び催物の開催停止(休業)

3 留意事項

- ・ 臨時休業を行う場合には、一人で家にいることができない年齢の子どもをお持ちの医療従事者や、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方などのために、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、2号認定・3号認定児の保育及び預かり保育の実施等を通じて、必要な保育を確保してください。
- ・ 幼保連携型認定こども園については、市町村あて別途通知しています。

担当 私学振興係 電話 027-226-2143
